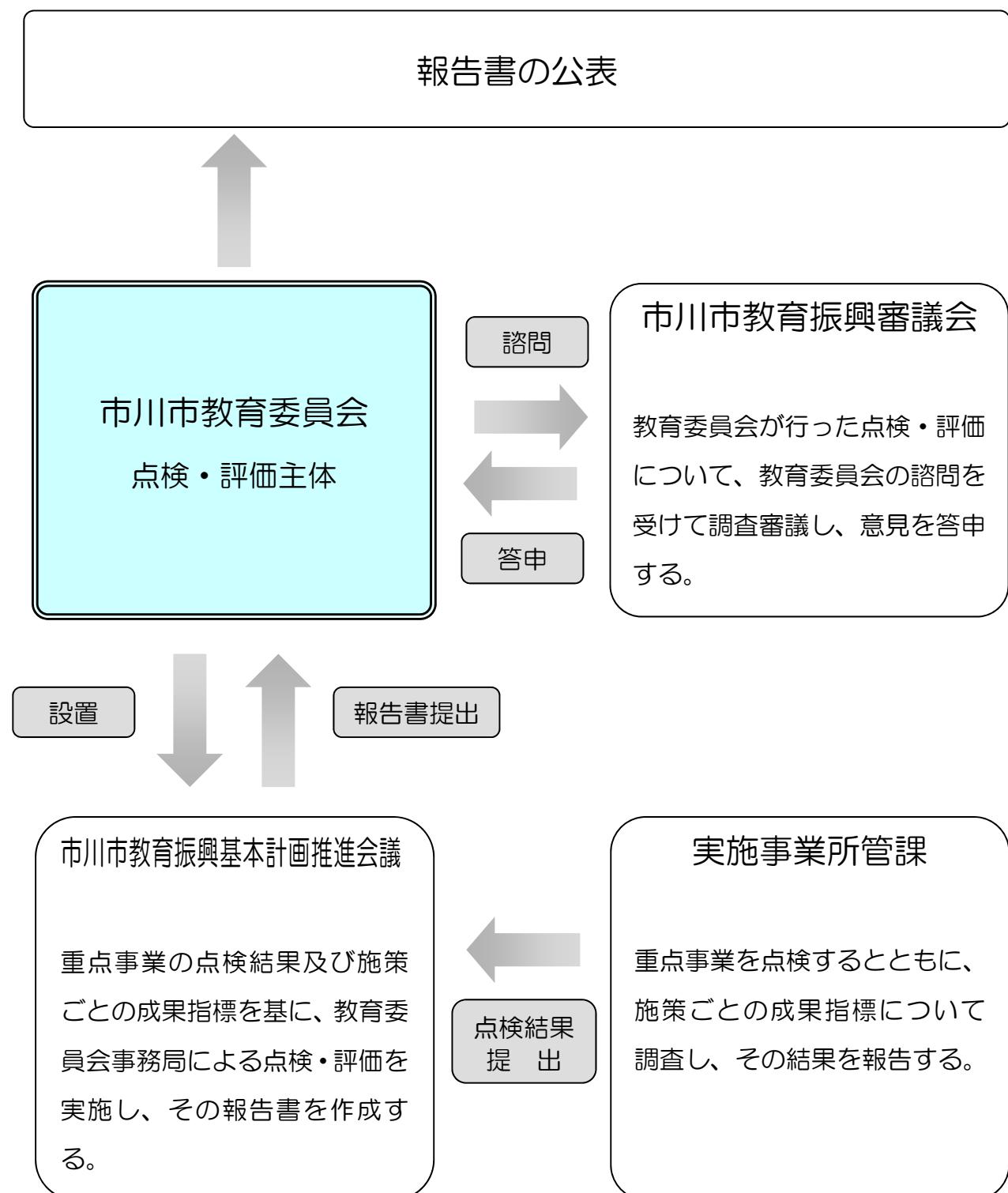


5 資料

1 点検・評価体制



2 市川市教育振興審議会について

(1) 設置根拠

市川市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 学校教育の関係者
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
 - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3～5 (略)

第5条～第9条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)

《中略》

附 則 (平成 29 年 3 月 16 日条例第 10 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

●資 料●

(2) 委員

選出区分	氏 名	職業等
学識経験を有する者 (第1号委員)	天笠 茂	千葉大学特任教授
	田中 孝一	川村学園女子大学教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	広瀬 由紀	植草学園大学准教授
学校教育の関係者 (第2号委員)	黒木 政継	市川市立第一中学校校長
	池谷 佳子	市川市立新浜幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者(第3号委員)	晒科 里美	市川市立須和田の丘支援学校保護者
	松本 浩和	市川市立真間小学校保護者
地域における教育の向上に資する活動を行う者(第4号委員)	角谷 好枝	統括的な地域学校協働活動推進員
	富家 薫	統括的な地域学校協働活動推進員

●資 料●

3 審議会への諮問及び答申

(1) 諒問書

市川第 20180425-0031 号

平成 30 年 5 月 14 日

市川市教育振興審議会

会長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 康惠



平成 29 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 26 条第 1 項の規定に基づく平成 29 年度の教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等を行うに当たり、同条
第 2 項の規定に基づき、教育委員会が実施した当該点検及び評価（別添諮問
資料）について、貴審議会の意見を求める。

●資 料●

(2) 答申書

平成30年5月21日

市川市教育委員会
教育長 田中庸惠 様

市川市教育振興審議会
会長 天笠茂

平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

平成30年5月14日付け市川第20180425-0031号で市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

答 申 教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。

ただし、次に掲げる施策については、参考となるデータも提示されたい。

- 1 施策1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進
- 2 施策1-4-2 情報教育の推進

また、点検及び評価の結果に関する報告書の記載に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- 1 市民への説明責任を果たし、本市教育の一層の推進を図るため、成果指標で捉えた課題への対応の表し方を工夫すること

1 審議経過

本審議会は、平成30年5月14日、教育委員会から「平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条第1項の規定に基づく平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書（案）」の提示を受けたところであるが、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26年1月策定）を対象として、平成29年度重点事業を所管する課等が当該重点事業の点検を行った上、教育委員会事務局が点検及び評価を行い、その後、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書（案）」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

2 答申理由

本答申のうち、次に掲げる施策について、参考となるデータを求める理由は以下のとおりである。

(1) 基本的方向 1 子どもの姿

① 施策 1－2－1 確かな学力を育成する取り組みの推進

当該施策の点検・評価に当たっては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえる必要がある。

したがって、これに係る、国や県、市の結果の記載を加えることが適当である。

② 施策 1－4－2 情報教育の推進

本市の情報教育をより一層推進するため、当該施策の評価に当たっては、ハード面の整備状況を踏まえたうえで成果指標を捉える必要がある。

したがって、パソコンやプロジェクター等、ハード面の整備状況についての記載を加えることが適当である。

(2) 点検及び評価の結果に関する報告書の記載への配慮

教育委員会は、地教行法第26条第1項の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

これは、市民への説明責任を果たし、教育の一層の推進を図ることを目的としている。

したがって、公表することとなる点検・評価報告書の内容を市民に正確に伝えるため、特に以下に示す施策については、成果指標で捉えた課題への対応の表し方を工夫するよう留意されたい。

●資 料●

施策 2－2－2 学校間の連携の推進

施策 2－3－1 地域を支える人材の育成と地域活動を支援する
システムの充実

施策 3－2－1 特別支援教育の推進

3 今後の施策の推進に関する提言

(1) 施策全体を通して

効果的かつ着実に施策の実現を図るためにには、成果や課題を的確に捉え、検証改善していくことが必要である。

このため、点検及び評価が、施策を支える事業の効果的な推進につながり、その展開が図れるよう、成果指標の捉え方を検討し、また、適切な成果指標等を用いることにより、所要の整備を図るとともに、市川の教育のさらなる振興に努めていただきたい。

(2) 基本的方向 3 市川の教育の姿

施策 3－3－1 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の
取り組みの推進

子どもを巻き込んだ事件事故が後を絶たず、子どもの安全・安心の確保は社会的関心の高いことであり、確実な取り組みが求められている。このため、全校で取り組みを進められるよう、教育委員会においては、地域との連携を一層促進することや学校への丁寧な指導・助言を充実することに努めていただきたい。

以上

●資 料●

市川市教育振興審議会

会長 天笠 茂
副会長 黒木 政継
委員 田中 孝一
委員 渡邊 智子
委員 広瀬 由紀
委員 池谷 佳子
委員 晒科 里美
委員 松本 浩和
委員 角谷 好枝
委員 富家 薫

●資 料●

4 点検・評価の経過

年 月 日	概 要
平成30年3・4月	教育委員会事務局の各部各課が、重点事業について点検するとともに、施策ごとの成果指標の調査を実施
4月13日	市川市教育振興基本計画推進会議※が、重点事業の点検及び施策の評価を実施
5月 9日	教育委員会が、推進会議が作成した報告書を基に、点検・評価を実施し、市川市教育振興審議会への諮問を決定
5月14日	同審議会が、教育委員会の諮問を受けて、調査審議を実施
5月21日	同審議会が、教育委員会の点検・評価結果について、意見を答申
6月 4日	教育委員会が、同審議会の答申を踏まえ、最終的な点検・評価を実施

※市川市教育振興基本計画推進会議…市川市教育振興基本計画の進行管理及び見直しを円滑に進めるために、教育委員会事務局内に設置された会議組織。教育次長を議長とし、教育委員会事務局各部の部長・次長・筆頭課長で組織する。